

子どもたちのすこやかな発達を保障するための  
**養護教諭の定数増を求める要求署名**

取扱団体 全日本教職員組合

学校保健安全法(2009年施行)には、養護教諭の必要性和役割が明記されていますが、いまだに養護教諭が未配置の学校があります。

不登校、いじめ、自殺、暴力行為など子どもたちが抱える問題は、年々増加し重要な課題となっています。また、貧困、虐待、ヤングケアラーなど子どもたちをとりまく状況は、依然として深刻です。私たち養護教諭は、子どもたちの心とからだを丁寧に見ていく必要があります、求められる責任も一層重くなっています。

子どもたちに「人間らしく成長・発達してほしい」というのは、すべての大人の願いです。子どもたちの「からだと心の健康」を保障するためには、養護教諭の全校配置は必須であり、子どもの様子を把握し、一人ひとりに寄り添った対応をするためには、児童生徒数300人に対し1人の養護教諭を配置することが必要だと私たちは考えます。

養護教諭の大幅定数増を盛り込んだ新たな定数改善計画を策定し、全校・全課程配置、複数配置を拡大するよう、次の事項を国の責任において実施することを強く求めます。

**《要求項目》**

- 1 幼稚園・小学校・中学校(夜間を含む)・高等学校(定時制・通信制・分校・単位制を含む)・特別支援学校への養護教諭の全校(分校・分教室を含む)・全園配置を早急を実現すること。
- 2 現行の複数配置基準(小学校851人、中学校、高校801人、特別支援学校61人以上)を「子どもの顔が見えて、名前がわかる」300人以上に引き下げること。特別支援学校は学部ごとに1人以上配置すること。
- 3 学校教育法附則第7条(小学校、中学校及び中等教育学校には、第37条、第49条、第69条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる)を削除すること。
- 4 災害時などの緊急事態発生時の学校には速やかに複数配置すること。
- 5 各都道府県の大学に養護教諭の4年制養成課程・修士課程を設置するよう要請すること。

氏名	住所

\*この署名の住所、氏名は目的以外の使用はしません。

\*同一住所の場合も、同上とせずご記入ください。

# すべての子どもたちに養護教諭との出会いを！

## 複数配置の学校では・・・

### 子どもたちからは

- ☆ 保健室にいつも先生がいてくれて安心だよ。
- ☆ 相談したいとき、いつでもゆっくり話を聞いてもらえるよ。
- ☆ 保健室の先生が2人いて、具合が悪いときやけがをしたときは、すぐにみてもらえるからうれしいよ。



### 養護教諭からは

- ★ 一度に大勢の子どもたちが来室しても、2人で分担してていねいに対応できます。
- ★ 子どもたちの情報を共有し、相談しながら、仕事をすすめることができます。
- ★ 健診中や病院に付き添いのときなど、保健室を閉鎖せずに済みます。
- ★ 感染症の拡大、重大事故発生時に、2人なら落ち着いて対応できます。

## 特別支援学校では・・・

さまざまな障害のある子どもたちが通う特別支援学校では、児童・生徒数 61 人以上で複数配置となっています。しかし、大規模校が増え、在籍数 300 人を超える学校が全国に 60 校以上あり、養護教諭が2人では、発達年齢・発達課題の異なる子どもたちに、ていねいにかかわることは困難です。3人以上の配置を求めます。



## 高校では・・・

高校の設置基準が 2004 年度に、養護教諭の「必置制」を「置くよう努めなければならない」という努力規定に改悪されました。これにより、定時制や単位制の学校では配置が遅れています。通信制高校では、配置基準さえありません。養護教諭を配置してほしいという声は、大きくなっています。



署名第1次締め切り

2024年11月10日(日) 全国委員会

最終締め切り 2024年3月末日

子どもたちのいる学校に  
すべての学校に養護教諭を

国の基準では、3学級未満の学校には、養護教諭が配置されません。子どもの人数にかかわらず、子どもたちの健やかな発達を保障していくために養護教諭の配置はかせません。

すべての学校に、養護教諭の配置が必要です。



※2024年の中央要請行動で文部科学省に提出します。

## 養護教諭の全校・全課程配置を！ 養護教諭の複数配置を！